



北海道行政書士会

GYOSEISYOSHI HOKKAIDO 行政書士北海道



北海道大学：中村陸男総長

2005年9月 No.273

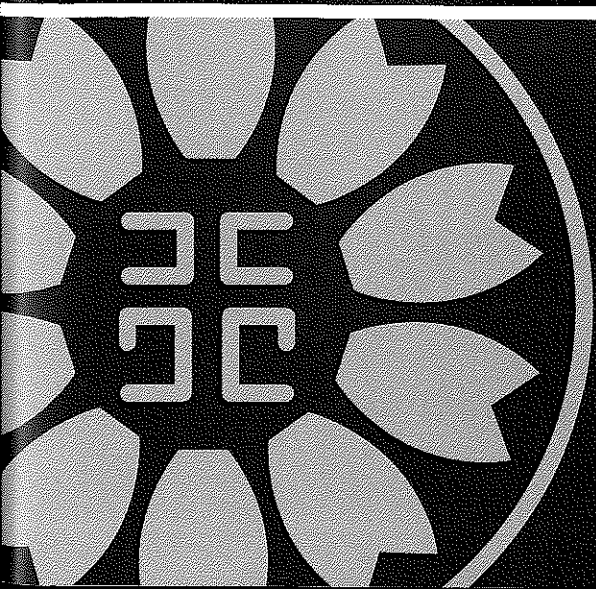
ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

PICK UP



今月のピックアップ
リレーインタビュー
業務資料



今月のピックアップ

Pick up This month

北海道大学総長 中村 睦男さん



今回からは「表紙の人物」に換わりまして、「今月のピックアップ」が巻頭を飾る新たなシリーズとしてスタートいたします。これからは人物ばかりではなく、道内で話題のスポットにも注目して掲載してゆく予定です。どうぞご期待ください。

「北大総長に聞く日本国憲法」

プロローグ

私たち行政書士が日頃の仕事をしつゝくときに、憲法について深く考えたりすることはあまり無いように思います。でも、憲法は国家の統治体制の基礎を定めている基本法なので、法律関係の仕事を行うことの多い行政書士としては、日本国憲法について考える時間を持つことはとても大切なことだと思います。

このたび、国立大学法人北海道大学の総長である中村睦男法学博士に貴重なお時間をいただいて、ご専門である憲法についてお話を頂戴する機会を持つことができました。行政書士としてだけでなく、日本に暮らす一国民としても、このチャンスに憲法について考えてみては如何でしょうか。

編集委員：中村先生が憲法をご研究されるようになったきっかけは何ですか？

中村総長：私は法学部でも純粋な法学と、政治学にも興味がありましたので、政治に近い法律ということで、憲法を専攻したことが一つです。

また、私の恩師になる深瀬忠一名誉教授のゼミに刺激されまして憲法をやってみようと思いました。特に深瀬教授がフランス憲法をやっておられて、私もフランスに興味を持っていましたから私もフランス憲法を専門としてやることになりました。

フランス憲法と日本の憲法とは大分違い、政治体制も違ってきます。けれども、例えば人権を考えてみると、1789年にフランス人権宣言というのが出されまして、これは世界では人権の一つのモデルですので、そういう人権の考え方が当然日本にも世界にも影響を与えているということです。

編集委員：人権に関しては幸福追求権からプライバシー権や社会権などの問題もあると思います。その辺を踏まえながら、憲法改正ということに関して先生のお考えをお伺いしたいのですが。

中村総長：そう、何を改正するのが問題ですね。もともと改正規定はありますので、改正して悪い事はないのです。憲法は不磨の大典ではありませんから、改

INDEX

今月のピックアップ	2 ~ 3
リレーインタビュー～行政書士の輪・1～	6 ~ 8
一般貨物自動車運送事業の許可について	9 ~ 17
ショートコラム・1	16
ショートコラム・2	17
行政書士のための個人情報保護法Q&A	18 ~ 25
研修委員会よりご報告	26 ~ 27
Coffee Break	27
判例研究室	28 ~ 29
平成17年度「新入会員研修」のお知らせ	30

行政書士用電子証明書取得支援研修会	31
新入会員	32 ~ 33
或経営者日・2	33
全国監察担当者会議	34
渉外業務新入会員研修会開催のお知らせ	34
北海道の最低賃金	34
会議開催状況	35 ~ 36
ご逝去	37
編集後記	37
政連道支部だより	38 ~ 39

正手続に則って手続は可能です。

ただ問題はやはり改正の中心は9条問題ですよね。どうしても9条に対する評価が改正に賛成か反対かと分かれてくるかと思っています。それで9条といえば自衛隊との関係はどうかと言うことで、私は憲法9条を非常に純粹形式的に解釈すれば自衛隊も憲法違反だと思うのです。ただし、今までの政府の憲法解釈というのは、自衛権は憲法上保障されているもので、憲法では自衛権は書いてはいないけれども、国は自衛権を持っているのだというものです。自衛権の延長上に自衛のための実力は持てるという解釈です。私はこの政府解釈でいいと思っています。

しかし自衛のための実力ということだと、海外派兵ができませんよね。実際それは、憲法違反になります。そこで、今改正したいという人達の考えは、海外派兵を正当化したいということです。また、徴兵制にする気なのかどうかは分かりませんが、徴兵制もやろうと思えば出来ると思うのです。しかし今の憲法ではそれも出来ない。そういう意味では、私は改正する必要は無いと思っています。

また、改正すること自体が、ある種国際政治において大きな意味を持っていると思います。アジア各国、中国、韓国で首相の靖国神社参拝問題や教科書問題が非常に大きな争点になっていますが、日本が平和憲法を持っていて、しかも、この武力の行使をしなかった

という事実があります。日本はアジアに安心感を与えたことで、アジアの中での日本のプレゼンスというものはあったと思います。それを今後とも失わないで、近隣諸国とも仲良くしていくという事が今必要だと思っています。

編集委員：憲法改正問題となりますと9条を抜きには無いですし、また、そこばかりが強調されているような部分もあると思います。けれども、他に13条あるとか、首相公選制などの議論についてはいかがでしょう。

中村総長：例えば、プライバシーの権利というのが憲法では明文で規定されていないといわれているのですが、現在はプライバシーの権利はもう13条の幸福追求権を根拠に認められるという解釈が確立しているのです。だからそこはあえて必要ないと思います。ただ問題は、環境権です。環境権も13条の幸福追求権から出てきますけれども、本当に21世紀の環境というものが大きな課題であると考えれば、環境権というものをきちんと憲法の中に入れて、国の政策自体が環境政策を中心に据える。環境には省エネルギーの問題、環境悪化の問題、二酸化炭素の問題等々大きな問題がたくさんありますよね。これをもっと推進するためには、環境権を明確にして、そしてそれに対する国家の責務、国民の責務というのを、憲法改正の中心に入れるべきだと思っています。

ただ首相の公選制というのは、小泉首相が最初そういうことも言っていましたけれども、今はその議論はやっぱり上手くいかない。これはイスラエルが一時期首相公選制をやったけれども上手くいかなかったのです。それを憲法調査会の人達もイスラエルに視察に行って、首相公選制というものは必ずしも上手くいかないということが分かって、最近はその議論はまったくなくなりましたね。

むしろ日本は議院内閣制の伝統がありますから、こ



れからもイギリス型の議院内閣制で行くべきだと考えていますし、それから議院内閣制というので最近マニフェストということを非常によく言いますよね。そしてマニフェストを衆議院選挙のときに出して、そのマニフェストを承認されて多数取ったら基本的には4年間政権を継続するという。これは必要なことですね。今、郵政民営化の問題が、参議院で否決されたら解散すると言われてはいますが、参議院ではなくて衆議院を解散するのですから、衆議院が重要法案を否決したから解散はあっても、参議院が重要法案を否決したから解散と言うのはどこか疑問が残りますね。基本的には4年間やるべきだと思います。そういう運用は今の憲法でも出来ます。外国から見たら、小泉首相の前までの日本の首相は1年ごとに変わって、日本人でも忘れがちなほどでしたが、そういう事は今申し上げた解釈によりなくなりますから。

編集委員：憲法から少し話題がそれますが、司法制度改革と規制緩和についてお話をいただけますか。

中村総長：従来の日本は、いわば、事前規制の国です。事前に規制するものですから、事後に問題が起こりにくかったのです。しかし最近はどうでもなくて、事前規制はあまりしなくなりましたよね。規制緩和で事前規制しないものですから、事後にさまざまな紛争が起こります。そうするとこれから、行政に対する紛争も益々増えてくる。でも、それらの問題を全部弁護士なり裁判所なりが対応できるかといえば、これは対応できないと思います。そうしますと、司法書士が民事関係で一定の役割を果たしているのと同じように、行政と国民との関係での紛争問題に行政書士がその間に入ることで、役割を果たしてゆく場はあると思います。もう一つは、従来、行政訴訟というのが非常に少なかったのです。今後、行政訴訟が増えれば当然行政書士という認知度も高まってくるのではないかと私は思っています。



それと同時に、行政書士のほうも何をやっているのかのアピールが必要ですね。行政書士がどういう仕事をしているかということがあまり国民に知られていないから、行政書士制度をおおいに知らせたいと思います。国民はいろいろな制度を利用したいと思っているけれども、利用しづらいのが日本ですね。でも弁護士に相談となると少し敷居が高いというところがありますからね。そこで、準法曹とも言える行政書士が役割を果たしてゆくことはできると思います。

むしろ弁護士が増えれば増えるほど、なおのこと準法曹の役割も増えると思います。従来の日本は、裁判は嫌いな国だといわれていたのですけれども、最近はもうそうじゃないですよ。むしろ今は簡単に訴訟で解決してもらいたいという国民も増えていますし、なんでもすぐに弁護士等に相談するという時代ですからね。そうすると、日本でもいろいろな紛争が起こりますから、これは世界と、例えば米国などと同じように訴訟社会になってゆくのではないかなと思っています。

編集委員：国民の権利意識が上がってきたということですね。

中村総長：もう大いに上がってきていますよね。権利意識は確実に高まっていますし、権利によって合理的に解決したいという欲求があると思います。それは、

私はいいことだと思っています。合理的に問題を解決して、その結果として負けたら負けたでいいですよ。

編集委員：そういう意味では、社会権というのがますます重要になってきますね。

中村総長：そうですね。それは国が一定の面倒を見るということも必要ですが、やっぱり個人は孤立して生きるわけにはいかないですからね。社会全体の連帯ということも必要だと思います。

エピローグ

貴重なお時間をいただきました中村睦男先生に感謝申し上げます。ありがとうございました。憲法の改正問題から司法制度改革までお話を伺うことが出来、大変勉強になりました。

このインタビューは平成 17 年 7 月 15 日に行なわれました。



〔氏 名〕

中村 睦男（なかむら むつお / NAKAMURA Mutsuo）

〔職 名〕 総 長

〔生年月日〕 1939 年 2 月 7 日

〔役 職〕

国立大学法人 北海道大学総長（2004 年 4 月～）

北海道大学総長（2001 年 5 月～ 2004 年 3 月）

法学部長（1988 年 12 月～ 1990 年 12 月）

評議員（1984 年 12 月～ 1990 年 4 月）

副学長（1997 年 4 月～ 1999 年 3 月）

評議員（1997 年 4 月～ 1999 年 3 月）

〔研究分野〕 憲法、基本的人権、フランス憲法

〔学 歴〕

1961 年 3 月 北海道大学法学部法律学科卒業

1963 年 3 月 北海道大学大学院法学研究科
公法専攻修士課程修了

〔職 歴〕

1963 年 4 月 北海道大学助手（法学部）

1970 年 7 月 同 助教授（法学部）

1974 年 7 月 同 教授（法学部）

2001 年 5 月 同 総長

2004 年 4 月 国立大学法人 北海道大学 総長



リレーインタビュー

行政書士の輪

1

《札幌支部：荒木 徹会員》



Q 行政書士になったきっかけは？

A 開業前に輸入自動車の販売店で働いていたことがあり、そのときに関与していた行政書士に資格を取るよう勧められたのですが、当時はあまり興味がありませんでした。その後、友人の学習塾を手伝ったりしているうちに、ふとそのことを思い出して行政書士試験のことを調べてみたのです。僕は学習塾で教えていたこともあり、当時、受験者が苦手だった小論文を書く形式の試験問題も得意でしたので、三ヶ月ほどの勉強で受かることができました。資格を取ったので、それでは開業してみようかと、最初はそういう軽い気持ちでした。

Q 自動車販売店でお勤めされていたということは、開業当初から書類の作成や営業方法など、あまりご苦労されなかったのではないですか？

A そうでもないですよ。やはり、営業は苦痛でし

た。けれども、何軒も頑張って足を運ぶうちに、気が合うお客さんや話しやすいお客さんに会うことができます。そうすると、お客さんのほうからこちらの知らないことを親切に教えてくれたりして、その情報が次のお客さんのところでも生きてきます。最初の営業先では、話題に苦労しますからね。営業に行くことによって、知識も増えるし、人と話すことが苦痛でなくなってくるのです。そういう人に出会うまでは、とにかく営業は辛抱かなと思います。

Q 荒木先生といえば、運輸・自動車関係のスペシャリストというイメージですが、それ以外にはどういったお仕事をされていらっしゃるのでしょうか？

A 会社であれば、議事録の作成は通常発生する業務ですよ。また、運送業者が車庫を拡張したいというときに、拡張予定の土地が農地であれば、農地転用をしてから変更認可申請をしなければなりません。また、運搬車輛を増やすために、融資を受けたいというような希望があれば、融資を受けるために必要な書類を作っておけることもあります。そんなふうに主要業務から広がっていきますから、新入会員の方は早く自分の核になる仕事をひとつ作っていくといいですね。そこから業務の幅はどんどん広がっていきますよ。

Q 業務を行う場合において、念頭に置くべき姿勢とは？

A 根拠法に必ずあたり、その全体を頭に入れてお客さんをフォローしていくことが大事だと思います。許可を取る手続きだけして、あとは知りませんとというのは最悪ですね。法律を理解した上で、こういうことをしたらお客さんはこういうことになりますよということまできちんと説明をしてあげる。運送業は責任が重いので、その辺をしっかりと理解させてあげないといけませんから、いい加減なことは言わないでほしいですね。そうしていかないと、お客さんからの真の信頼は得られないし、その後の仕事にも繋がりません。同時に官公署からも信頼は得られませんしね。

最近の試験を受けて合格してきた人たちは、法律の条文を読み込むことに慣れていると思いますので、仕事を受けたらまずは法律を調べて書類を作成して申請するということをしていると思いますが、手引書だけをみて、根拠条文も何も調べずに書類を作り、それをただ持って行くというようなやり方をする人もいます。そうすると、官公署から行政書士全体のレベルが低く見られてしまいますよね。司法書士、社会保険労務士、税理士など他士業は、業務範囲が決まっている分専門性が高いので、官公署側からの信頼も受けやすいですね。行政書士は業務範囲が幅広い分、専門性において信頼がなく、更に個々の行政書士がやっつけ的な仕事をしてしまうようなことがあると、そこでまた行政書士全体の信頼を失う可能性もあります。業務研修を受けるなど、自分を高めていくことによって、どんどん改善していかなければならないことだと思います。全国的に秋口から始まる研修にはかなり期待しています。

Q 失敗談を教えてくださいませんか？

A 時間に追われて仕事をしていると、焦って外出することが多いため、現地に着いてから忘れ物に気が付いたり、パソコンの変換ミスなどでお客さんの名前の表記を間違ったまま提出しそうになったなどの失敗はあります(笑)。けれども、致命的な大きな失敗はありませんね。大きな失敗になる前にお客様にはすぐ報告し、早め早めに対応していますので、失敗に至ったことはないのです。それが、大失敗を予防するポイントだと思います。



Q 日頃の業務において、心掛けていることはありますか？

A 当たり前のことですが、常に書類を作るときには美しいものを作るように心掛けています。申請後、申請書類一式をお客さんに手渡したときに「きれいですね」と褒められると嬉しいです。できるものはなるべくパソコンで作るようにして、手書きの物を減らしたり、完成書類を冊子のようにして渡したりなどの工夫をしています。

Q では最後に、よく行く官公署などの近くにある美味しいお店があればお聞きしたいと思います。地方へ申請に行かれる時のランチに利用できるようなお店を御紹介いただきたいのですが。

A 食事は人に連れられて行くことが多いので、ご紹介するのは難しいですね。官公署の近くではありませんが、仕事で砂川に行くときには帰りに必ず寄る蕎麦屋があります。奈井江にある『からまつ園』というお店です。僕は「とろろそば」が好きで、だいたいそれを食べますね。あと札幌市内であれば、大通西 14 丁目にある『プレヴェール』というレストランも美味しいですよ。昼飯はちゃんと食べないと嫌なタイプなので、毎日きちんと食べています。

■ 荒木先生、お忙しい中お時間を作っていただきまして、ありがとうございました。
インタビューの他にも、会報に対するご提案やさまざまなアイデアをご提供頂きました。今後の参考にさせていただきます。

○そば処 からまつ園 本店

所在：北海道空知郡奈井江町茶志内 2 区

電話：0125-65-4571

そば処 からまつ園 道の駅店

所在：北海道空知郡奈井江町字奈井江 28

電話：0125-65-6222

○フレンチレストラン プレヴェール

所在：札幌市中央区大通西 14 丁目

デラファースト 4F

電話：011-261-1105



一般貨物自動車運送事業の許可について

「貨物運送事業の許可を取りたいのですが・・・」という相談を受けたら・・・

まず「許可をとりたい」とおっしゃってくる事業者様はほとんどの方がご自分でも、多少なりとも基本的な要件については知っている場合がほとんどです。「運行管理者・整備管理者が必要である」とか、「車は5台以上必要だ」という最低限のことはご存知のことが多いのです。

しかし、では「整備管理者になれる人はどういった人なのか?」「車5台って、どんな車でも良いのか」ということまではあまりよく分からないようです。細かいことまで聞かれることも多いようですので少し説明してみます。

まず最初に北海道運輸局のホームページに公開されている、許可基準・公示基準をよくお読みになり、出来ればプリントアウトして随時参照しながらこの拙文を参考にしてください。(申請書の様式もここからダウンロードできます)。

http://www.hkt.mlit.go.jp/shinsei_annai/kamotsu/kamotsu.html

○一般貨物自動車運送事業の許可の要件

大きく、「ヒト」「モノ」「カネ」そしてそれに基づく「計画」によっている、ということが言えるでしょう。

A.『人』・・・組織体制及び人員の確保

1. 運行管理者が確保できているか? (29台以下の場合1名必要です)

まず雇用するのが一般的ですが、自社の社員に資格を取りに行ってもらうなどの方法もあります。「運行管理者試験」を受験するのが一般的ですがこれには受験資格があります。

(1) 運行管理者試験の受験資格

- ①運行管理に関する1年以上の実務経験がある(簡単に言えば運送会社勤務経験があり、その勤務先に証明をもらえる)
- ②経験が全くない場合は事故対策センターの基礎講習を受講する。
(問い合わせはトラック協会などへ)

2. 整備管理者が確保できているか?

雇用する。又は外部委託する(整備工場等と契約する)ただし、実務上外部委託はほとんど例がないので、どこの工場とどういった内容の契約なのかなど詳しく聞かれると思います。(契約書の原本提示要)

(1) 整備管理者の資格要件

- ①3級整備士以上の有資格者
- ②自動車の整備又は改造に関して2年以上の実務経験+運輸局長が行う研修(整備管理者選任前研修)を終了。※実務経験の場合は勤務先から証明印をもらう。この経験については、配置車両と同

じ車種であることが必要です。

運行管理者、整備管理者については、許可申請時には「未定」の状態でもかまいません。許可後、運輸開始時までには届け出ればよいことになっています。なお、運転手との兼務も可能ですが最初は出来るだけ専門で確保した方が良いでしょう。運転手と兼務の場合、勤務時間割などに相応の工夫が必要です。(点呼業務を終えてから他の運転手より遅く出車して、早く帰社する・・・など)

3. 運転者が適正な人数確保できているか

(1) 資格要件 車両に合致する運転免許取得者(大型・けん引など)で、正社員であること。
(パートタイマーの運転手は不可。)

(2) 適正な運転者の人数

①営業所全体に週1回の公休日があり1人1車の場合・・・運転者数=車両数

②営業所全体が無休で1人1車の場合・・・運転者数=車両数×1.2
が基本です。

B. 『モノ』・・・施設・車両関係

1. 車両は確保できているか?

1 (1) 車両数 5台以上。

(2) 車種等 古いものでも使用可能ですし、「4ナンバー」のバンでもいいのです。

但し自動車NOx・PM法の車種規制により数ヵ月後に使用できなくなる車両は使用できませんが、現在のところ北海道管内は規制対象外です。

2. 土地は確保できているか?

(1) 土地の要件

①1年以上継続的に使用する権限が必要です。

②農地法、都市計画法に抵触しないこと。

3. 建物(営業所・休憩所)が確保されていること。必ずしも登記上の本店である必要はありません。

(1) 建物(営業所、休憩睡眠施設)の要件

①1年以上継続的に使用する権限がある。

②建築基準法等に抵触しないこと。

(2) 休憩仮眠施設

①営業所又は車庫と併設している。

②睡眠をとる必要のある乗務員数×2.5㎡以上の広さを有する。

(9時出勤、5時退社、日曜定休のような勤務形態では睡眠のための施設までは要求されません。
休憩施設のみで大丈夫です。)

4. 車庫が確保されているか？

原則として営業所に併設していることが必要ですが、併設できない場合は、当該営業所からの距離が通常の経路で 10 km 以内（札幌市内）その他の地域は 5km 以内でも可です。（よって申請書に添付の地図は、距離計測のため縮尺を記入します）。

②計画車両の全てを収容出来る車庫（無蓋の駐車場でも構いません）を有すること。

※ 7.5t 以上 38 m²、7.5t まで 28 m²、2t ロングまで 20 m²、2t まで 15 m²が一台あたりの目安（トラックは 2t ロングに該当）ですが、将来すぐに車両台数の増加が見込まれる場合はあらかじめ余裕を持たせておくとい良いでしょう。車両保管台数の必要面積が車庫の面積の 90% 以上になると配置図が必要だからです。

③車庫の前面道路の有効幅員が車両制限令に抵触しないこと

※概ね最大車両の幅×2 + 0.5 m 以上あれば結構です（6.5 m 程度が目安）。

5. 什器備品関係・機械工具関係

自動車運送事業を営む上での必要な什器備品を備え付けていること。

自動車の点検基準に定められた機械工具を備え付けていること。

特別新しく購入する必要はありません。現在手持ちのもので十分です。そろえる必要のあるもので持っていないものについては買わなければなりません（申請書には現されることはありません。（タイヤゲージ・点検ハンマー・比重計など）。

C. 『金』・・・資金計画

計画を遂行するための裏付けとなる資金が確保されているかどうかは、運輸開始後の安定的経営のために重視されます。

1. 所要資金の 50% 以上が自己資金であること

固定資産関係費＋運転資金関係費の 50% 以上が自己資金でまかなわなければなりません。（この部分が書類作成上一番面倒なところだと思います）。

（1）固定資産関係

①車両費 ②土地、建物関係費 ③機械工具関係 ④什器備品関係

（2）運転資金関係

- ①重量税、車税、取得税、消費税、登録免許税等の税金関係、自賠責、任意保険の年額
- ②福利費（雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金）の年額
- ③人件費、燃料費、修繕費、減価償却費等の運送費の 2 ヶ月分
- ④その他経費の 2 ヶ月分

2. 調達方法

（1）新設法人の場合は株主又は出資者の株式引受書又は出資引受書。

（2）既存法人の場合は直近の決算書で資金の内部留保を証明（月次決算書）。

（3）既存法人で増資する場合は（1）と同じ。

(4) 借入れをする場合は金融機関の融資証明書。

流動資産で調達する場合は申請する月の前月末日付の「残高証明」を添付。

D. 『物』・・・輸送貨物関係

申請理由に適合する荷主及び輸送貨物が確実に確保されていると同時に輸送計画が適法であるかどうかということが重要視されます。輸送計画はどの荷主の、どのような品物か、どのくらいの量を、何処へ、どの車両を使って輸送するのか・・・を綿密に計画します。収入及び支出の算出根拠、最終的には申請の適切性の判断材料となります。計画には、「自動車路線営業[※]呈表」など（昭和47年7月5日自貨第66号通達別冊及び昭和49年7月12日自貨第132号通達）によって走行[※]数を計算し、それによって勤務時間を割り出す・・・といった判断が必要になってきます。また、2トン車に3トンの荷物は積めませんので扱う荷物にも注意します。先ほどバンでも大丈夫といいましたが、バンに積める荷物は知れていますのでご注意ください。走行[※]数、輸送[※]数はそのまま運賃収入にも影響してきます。

さて、大体条件はクリアー出来そうだ！・・・

人的・物的にはなんとかかなりそうだけど、お金が足りるか？・・・

事業にあたって一番心配なところだと思います。お金が余って事業を始めようという方はともかく、たいていの方はないところから始めるので、少ない資金でいかに効率よい計画を立てるかは重要なポイントです。車両一台あたりの車税、重量税、点検料、タイヤチューブ費、燃料費、保険料などは抑えようにも抑えようがないのが実情です。つい以前までは65円ほどで計算していた軽油も1リッターあたり100円を超える昨今では余計難しくなっています。車両は計算上購入価格そのままで勘定するためそれだけで価格が大きいので、「リース」に組み替えるのも一つの手です。（リースだと1年分のリース料で済むため）。

注意点

自賠責・任意保険料は申請する時期の適切な料金で計算しなければなりません。保険料の改定などでたまに上がっていることがあります。ちょっと金額が違えば全部作り直しになります。3ヶ月点検、タイヤの磨耗による交換費用などもそれなりに考慮しなければなりません。小型2トンアルミバントラックで、1ヶ月あたり19日稼働、一日平均約100キロ走行の運送コストを試算してみますと、車両費が車税関係を含み、5万2千円、保険料が任意・自賠責で1万5千600円、燃料費が2万5千円、修繕費が1万8千円といったところでしょうか。当然これは車が大きくなると倍々に増えてゆきます。

あまりに金額を低く抑えようとして事務員の給与など、「最低賃金」を割ったりすることのないように注意し、また「社会保険料率」も各年度の保険料率を使用して適切な計算をしなければなりません。北海道の運転者の賃金は、全国的に見て2割ほど低いのですが一応の目安は1ヶ月あたり賞与を除き、26万円ほどが平均賃金です。（平成8年の統計です。あくまでも参考まで）

こうして計算をしていくと実際に結構な金額の所要資金が必要になってくるものですので、あらかじめ

事業者様にはこの点を強調しておかれたほうが良いかと思います。

以上申請の要件をざっと見てまいりました。実際これらを申請書に書き表していくわけですが、一般貨物自動車運送業許可申請のために申請者に準備してもらう書類について説明します。

下記書類については既設立法人で申請する場合です。

営業所の賃貸契約書の写し (賃貸の場合) 申請時原本提示要。

営業所建物の登記簿謄本 (自己所有の場合)

営業所の図面 (営業所の見取図、車庫と離れている場合は縮尺および距離を記入、
また平面図には休憩睡眠施設の広さも記入) 無ければ実測の上、図面化します。

駐車場(車庫)の賃貸契約書の写し (賃貸の場合) 申請時原本提示要

駐車場(車庫)の土地の登記簿謄本 (自己所有の場合)

駐車場の図面 無ければ実測の上図面化します。

車庫前面道路の幅員証明書 法務局の地番図、地積測量図で良いでしょう。

事業用車両の車検証(コピー可)

事業用車両のリース契約書(リースの場合)

事業用車両のローン契約書or売買契約書or売渡証明書 ローン残車両の場合

定款(最新状態のもの)

会社の登記簿謄本 3ヶ月以内

直近の決算書の写し

役員の履歴書

営業所が都市計画法令等に抵触しないことの宣誓書(ダウンロードした様式)

欠格事由に抵触しないことの宣誓書(ダウンロードした様式)

利用運送事業を同時に申請する場合

利用運送業者との契約書(4千円の収入印紙貼付)

保管施設の面積・構造等がわかる書類(保管を要する場合のみ)

以上、許可申請について概略見てまいりました。書類は三部作成して、運輸支局の輸送課(貨物係)の窓口に出します。支局用と本局用、そして一部は申請者控となります。一般貨物自動車運送事業の許可の標準処理期間についての公示によれば3~4ヶ月となっておりますが、実務上は約3ヶ月以内、早ければ2ヶ月で許可になります。(ただ4ヶ月かかっても公示範囲内ですので、絶対とは言えません)。許可になると一日も早く事業を開始したいのが人情ですが、この運送事業という許認可はまだハードルがあります。許可後、「運輸開始」までの手続きです。これからのほうが申請より大変かもしれません。

○許可後～運輸開始まで

運送業の許可がおりても、すぐに事業の開始が出来るわけではありません。

運輸開始届出をして初めて運送事業を開始したことになります。ここでは許可後の手続きについて簡単

に説明します。許可後 1 年以内に運輸開始を行わない場合許可が失効します。

許可通知

一度は不備の指摘などで電話が来ることがありますが、2 ヶ月くらいしばらく音沙汰のなかった運輸局から電話が来ます。許可がおりたのです。許可証交付式の日時が運輸支局より連絡されます。これには原則代表者、運行管理者などが出席します。このときに登録免許税の納付書が渡されますので期限までに納付し、領収書のコピーを必ず取っておきます。そして領収書の原本は「領収証書届出書」に貼付して運輸支局に提出します。

運行管理者・整備管理者選任届出

運行管理者・整備管理者の届出を行います。届出は整備課にします。資格者証などの準備をしておいてください。資格者証紛失の場合は再交付などの手続きを行っておきます。尚、この届出が終了しないと車両登録などが出来ませんので、申請時に管理者を未定としていた方はご注意ください。同時に整備管理規程、運行管理規程も定めて整備課に持参します。(これらは許可証交付式で基本様式がもらえます)。

備え付け書類等の整備

帳票類は許可証交付式で渡される「帳票類一覧表」の様式すべてを揃えて、「北海道適正化事業実施本部」の確認を受けます。電話して日時を予約して持参します。(ダンボール箱一つくらいのけっこうな量になります)。

帳簿類は大体下のようなものが該当します。(これ以外にも必要な書類がある場合があります。詳しくは交付式で渡される帳票類一覧表をご覧ください。)

(経理関係)

◇現在使用されているもので可

- ・ 総勘定元帳・金銭出納簿・経理明細帳・銀行台帳
- ・ 固定資産台帳・伝票類・売上台帳・その他補助簿

(労務関係)

◇現在使用されているもので可

- ・ 給与台帳・就業規則・36協定

◇新規に準備又は一般貨物運送業に係る部分を専用に準備

- 運転者台帳 (従業員名簿) 従業員履歴書
- 出勤簿 (タイムカード) ・ ・ ・ 運送業従業員分を用意
- 運転者適性診断受診証明書 ・ ・ ・ 運転者全員分を用意

(運行・整備関係)

◇新規に準備又は一般貨物運送業に係る部分を専用に準備

- 運行管理規程 整備管理規程 日常点検基準および実施要領 日常点検表

点呼記録簿・・・点呼し毎日記載（運行管理者）
運転日報・・・運転実績を毎日記載（運転者）
運行前点検票・・・運行前に点検し毎日記載（点検者）
定期点検記録簿・・・法定の点検状況を記録
定期点検計画表・・・点検予定を記録
自動車事故記録簿・・・事故発生時に記録。3年間保存義務
車両台帳・・・事業用車両分用意
乗務員教育記録簿・・・運転者の教育実績等を記入
車両別日（月）計表・・・運転日報等より集計（事業実績等に使用）
○掲示物 組織図・許可証・運賃料金表・運送約款を事務所内に掲示してください。

労働基準監督署への届出

就業規則（10人以上従業員を使用）、36協定（時間外労働の場合）
36協定は前記の確認事項ですのであらかじめ労働基準監督署に提出しておく必要があります。控えを確認のときに持参します。

車両登録（営業ナンバー取得）

営業ナンバー（青ナンバー）への変更を行います。登録前に輸送課窓口で確認を受けて手数料納付書に「経由印」をもらいます。

運輸開始届（運送業の開始）

許可後1年以内に運輸開始届を提出しない場合許可が失効します。この届出を行って初めて運送事業を開始したことになります。この開始届に添付するものとして、「車体表示写真」があります。申請時の車両の登録が終わったら荷台などに、「会社名」などの表示をして、写真を撮って添付しなければなりません。カッティング・シートやペンキで記入したある程度の耐久性のものが要求されますので、このための予算もあらかじめ見ておかなくてはならないでしょう。デジカメ画像をフロッピーに、も可です。（運輸支局ごとに違いがあるので確認してください。デジカメ画像をプリント、は可です。）

また、後でも良いのですが通常このときに「運賃及び料金の設定届出」も行います。貸切、引越などそれぞれの事業に使用する運賃・料金表を届け出ます。

以上ここまでが許可後から運輸開始までの流れになります。

あとその他としては、保険の名義書き換えなどがありますが、トラック協会への加入も任意ですがしておいたほうが良いかもしれません。トラック協会では前記の帳票類の販売などもしています。

巡回指導について・・・

運輸開始 6 ヶ月以内に巡回指導があります。帳票類が整備されていない、申請と違うなどは、行政処分の対象となりますので許可後の事業遂行には特に留意してください。

最後になりましたが、この許認可申請は面白くてとてもやりがいのあるものです。面白いというのは法律的にも非常に興味をそそる仕事という意味です。何気なくただ町を走っているように見える一台のトラック・・・その事業が物流二法をはじめとするさまざまな関係法令などを基盤として成り立っていることに多少なりとも興味を持っていいただければ幸いです。

参考図書：北海道運輸要覧（毎年 11 月ころ発行） 陸運協会発行

すぐに役立つ運送原価集

白亜書房

やさしい貨物自動車運送事業法ハンドブック 大成出版（ちょっと古いです）

自動車関係官庁申請の手続と書式

新日本法規

運賃料金設定届の作成方法の例として、一般的に使用されている貸切距離制運賃・北海道運輸局平成 6 年公示運賃（上限）の一部例を掲載しておきます。

ショートコラム・1

司法制度改革により将来、司法試験合格者が年間 3 千人に増え、弁護士が増員された場合、他士業の業務量は減少するであろうか。弁護士増員の理由は、現在の社会状況からすると、資格者不足のためこれまで眠っていた法律手続に対する需要が顕在化してきたために、その需要に応えられる法律資格者の増員を図っているからと考えられる。そうであるならば、士業の業務量は減少するどころかむしろ大幅に増加するのではないだろうか。加えて、国民の法律に対する意識の高まりも業務量増加の要因となるのではないだろうか。

これからは、国民ひとりひとりが『権利を主張する』社会が到来するだろう。国民のそうした意識が高まれば当然、権利義務に関する業務も増加していく。具体的には、契約書の作成、遺言・相続手続、内容証明作成等、従前より弁護士が中心となって行ってきた業務である。こうした社会の流れの中で、士業は国民のニーズに十分に応えられるよう、より一層実力をつけていく必要がある。得意とする専門分野を持ちながら、さまざまな分野にも広く知識、関心、経験を持つことが必要である。

また、各資格者同士は社会において共存共栄してゆく必要があるから、行政書士は自ら得意とする専門分野を持ちながらも、他士業の窓口的役割となって相談を受け、業務範囲内のものについては自らい、範囲外のものについては他士業に依頼するということが重要になるだろう。

< T >

I. 距離制運賃率

(単位：円)

車種別 キロ程	1ト車まで	2ト車まで	3ト車まで	4ト車まで	5ト車まで	6ト車まで
10km まで	6,050	7,690	8,730	10,230	11,660	12,980
20km まで	9,850	11,060	11,880	13,200	14,530	15,670
30km まで	11,540	12,850	13,810	15,340	16,980	18,380
40km まで	13,060	14,630	15,710	17,520	19,360	21,140
50km まで	14,690	16,420	17,650	19,650	21,760	23,870
60km まで	16,300	18,210	19,560	21,820	24,120	26,300
70km まで	17,920	19,980	21,480	23,970	26,490	28,700
80km まで	19,510	21,770	23,390	26,130	28,710	31,080
90km まで	21,120	23,570	25,310	28,280	30,690	33,480
100km まで	22,720	25,330	27,230	30,420	33,270	36,050
110km まで	23,820	26,480	28,450	31,800	34,930	37,940
120km まで	24,900	27,590	29,660	33,150	36,450	40,030
130km まで	25,960	28,740	30,850	34,510	37,870	41,650
140km まで	27,060	29,880	32,080	35,880	39,370	43,220
150km まで	28,140	31,000	33,280	37,240	40,900	44,820
160km まで	29,210	32,150	34,500	38,590	42,410	46,500
170km まで	30,310	33,270	35,710	39,960	43,950	48,240
180km まで	31,380	34,400	36,930	41,310	45,460	49,980
190km まで	32,450	35,530	38,140	42,690	47,000	51,750
200km まで	33,570	36,670	39,340	44,040	48,520	53,490
200km を超え 500km まで 20km までを 増すごとに	1,800	1,980	2,240	2,120	2,360	2,860
500km を超え 50km までを 増すごとに	4,510	4,950	5,300	5,910	6,530	7,170

ショートコラム・2

この世の中にはいったい幾つぐらいの職業があるのだろうかと思い、おもむろに職業別電話帳で職業の数を数えてみました。すると、その数 980 種。

人間とは実に色々なことをして稼いでいるのだなあと感心しつつも、たとえば「諜報部員」など電話帳には載っていない職業の人も広い世の中にはきっとどこかに居られるわけで、おそらく職業の数は 980 よりも多いのだろうなあと思ったりします。

ご存知のとおり日本国憲法では第 22 条により「職業選択の自由」が認められています。これだけたくさんの職業があり、かつその選択の自由が与えられているということを考えると、昨今の「ニート」現象問題についてちょっと理解に苦しむ今日この頃であります。

< S >



行政書士のための個人情報保護法 Q & A

～個人情報保護法のしくみと実務～

はじめに

本年4月1日に個人情報保護法が全面施行され、早6ヶ月が経過しました。市民は自らの個人情報がどのように取り扱われているか、以前にもまして関心を持つようになりました。会員は行政書士事務所の経営者・管理責任者として法の遵守を求められるようになりました。

もとより行政書士は、行政書士法十二条「行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする」等を遵守することで、依頼者の個人情報を守ってきました。法の施行に伴い、わたしたち行政書士は、依頼者との信頼関係とコミュニケーションをより深め、「個人情報を適格に取り扱っている」という確信を持ってもらうことが大切です。

本稿では、個人情報保護の概要、個人情報の取得・利用・管理における注意点をはじめとして、情報を持つことによるリスクを最小限にとどめる“情報リスクマネジメント”という視点から、日常の業務の中で想定されるシーンをQ&Aの形で構成しました。

本稿が、会員が個人情報保護と上手につき合っていく、よき道しるべとなれば幸いです。

平成17年9月吉日

齊 藤 雅 紀

北海道行政書士会札幌支部会員

ミラノ大学院都市政策修士(M.S.) プライバシーコンサルタント(CPC)

目 次

A 総論	1. 基本知識…………… 19
	2. 個人情報取扱事業者の義務…………… 21
	3. レファレンス…………… 25
B 利用目的・取得原則	1. 個人情報に関する揭示
	2. 個人情報の利用
	3. 個人情報の取得
C 第三者提供	1. 本人の同意が必要でない場合
	2. 本人の同意が必要な場合
D 安全管理措置	1. 日常業務の中で
	2. 物理的・技術的安全管理
	3. 従業員教育と委託先の監督
	4. 漏えい時の措置
E 開示・訂正等	1. 苦情相談窓口
	2. 開示への手続
	3. 保有個人データの訂正等
	4. 各種請求書類モデル

A 総論

1) 基本知識

Q 1 : 行政書士の所管官庁である総務省からの個人情報保護法を適切に取り扱うためのガイドラインが出されていませんが、どうしたらよいのでしょうか。

A 1 : 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法、以下本稿では「法」と記載します）が平成 15 年 5 月 30 日に公布され、平成 17 年 4 月 1 日から全面施行された。

しかしながら、行政書士関係への所管官庁である総務省からのガイドラインは出されていない。行政書士会では、隣接法律専門職種である司法書士、土地家屋調査士が平成 16 年 10 月に法務省により定められた「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」（以下本稿では「ガイドライン」と記載します）を参照していることから、これに沿った措置を取ることとしている。

ガイドラインの措置には、次のような事項が示されている。

- 1) 法では、取扱う個人情報（個人データ）の数が 5,000 件以下の小規模事業者は、個人情報取扱事業者としての義務を負わないが、ガイドラインでは、小規模事業者に対してもガイドラインの遵守を求めている。
- 2) 法が対象としている個人情報は、生存する個人に関する情報に限定しているが、ガイドラインでは、個人の権利義務の得喪に関する情報や個人の資産状況等のプライバシーに関する情報または犯罪歴といった情報等で、他の情報と照合することで特定の個人を識別できるものも個人情報であるとしている。
- 3) 法に関する考え方や方針を分かりやすく説明したプライバシーポリシーを策定し、外部に公表することを求めている。

Q 2 : 行政書士事務所での「個人情報」には、どのようなものがありますか。

A 2 : 行政書士事務所で見られる個人情報には、依頼者及びその家族だけではなく、従業員や委託業者等に関する情報も含まれる。

①依頼者等

依頼者の個人情報〔氏名、住所、生年月日、勤務先、家族構成等の情報、電話番号（携帯電話）、メールアドレス、IP アドレス〕。アンケート、契約申込書、契約書、委任状、不動産登記簿、商業登記簿、固定資産台帳、住宅地図、資格証明書、住民票、印鑑証明書、戸籍謄本、公正証書謄本その他契約書等に添付された書類等から入手した依頼者の情報。犯罪歴や権利義務の得喪に関する情報。研修会・勉強会などへの参加申込書に記載された依頼者情報。行政書士会等が主催する無料相談会等に問い合わせをした依頼者の情報。行政書士会が主催もしくは発刊する研修会テキスト・会報の講師・執筆者についての業務経歴書・プロフィールなどに記載された情報。その他依頼者にかかわる情報〔依頼者の氏名が書かれたメモ、領収書（報酬額精算書）、日計表、留守番電話メッセージ、E メール等〕。事務所の役職員・補助者等が業務で接触した人物から入手した名刺に記載された情報。

②従業員

履歴書（職務経歴書）、人事考課記録、税務にかかわる記録、労務にかかわる記録（給与明細、健康診断結果等）、その他行政書士業務従事者にかかわる情報。

③委託・取引業者

行政書士、公証人、弁護士、弁理士、司法書士、税理士、社労士やダイレクトメールなどの配信等を委託した外部事業者等の情報。

Q3：法を理解するうえでキーワードになる用語は何ですか。

A3：法で定義された用語があります。

①個人情報

生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）、役職名、個人別の番号（金融機関の口座番号、クレジットカード番号、保険証の記号番号等）、留守番電話に記録された情報の記述等など、特定の個人を識別できるものや、1つの情報では特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる場合も、その情報は個人情報に含まれる。

②個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次のものをいう。

- ・特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
- ・書面等に記載されている特定の個人情報で、五十音順、生年月日順などの目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

③個人情報取扱事業者

- ・個人情報データベース等を事業に利用する目的で役立たせているもの。
- ・個人情報データベース等を構成する個人情報（個人データ）の数が過去6カ月のうち1日でも5,000件（人）を超える事業者。
- ・行政書士事務所が個人情報取扱事業者であるかどうかは、依頼人の個人データだけではなく、従業員、ならびに委託業者に関する個人データも含まれる。
- ・行政書士事務所で5,000人を超える個人データを持っていれば、個人情報取り扱い事業者となり、個人情報取扱事業者の義務を守る必要がある。なお、ガイドラインでは、個人データが5,000人以下の行政書士事務所であっても、個人情報の保護を図ることの重要性に何ら変わりはないこと、個人の権利義務の得喪に関する情報や個人の資産状況等のプライバシーに関する情報または犯罪歴といった機微な情報を取り扱っていることから、取り扱う個人情報の量に関係なく、すべての行政書士事務所が個人情報の保護に努めるべきことをもとめている。（ガイドライン4ページ）

④個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

- ・個人データの件数は、特定できる生存する個人の数として計算する。同一人物の情報が、契約申込書、契約書、委任状、住民票、印鑑証明書、戸籍謄本、公正証書謄本等、複数の媒体に保存されていても1件と数える。
- ・保存期間を経過した書類は、法令で規定された保存期間にかかわらず、破棄してなければ個人データの件数として数える。

⑤保有個人データ

- ・ 個人データのうち、個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。
- ・ ただし、6 ヶ月以内に、消去するものは保有個人データから除かれる。

このなかで、個人情報、個人データ、保有個人データの3つの用語がキーワードとなり、法における個人情報取扱事業者の義務と罰則の規定へ展開している。

(法第2条、ガイドライン3～5ページ)

2) 個人情報取扱事業者の義務

Q1：個人情報取扱事業者であるための個人情報5,000件は、どのように数えるのですか。

A1：特定できる個人の数として数える。

- ・ 依頼人の情報が、契約申込書、契約書、委任状、住民票、印鑑証明書、戸籍謄本、公正証書謄本等、複数の媒体に保存されている場合でも、同一人物であれば1件と数える。
- ・ 申込書等に、依頼人本人の情報のほか、家族等に関する記述があれば、1人1件と数える。
- ・ 従業員、委託事業者等の個人情報データについても1件として数える。
- ・ 過去6ヵ月間のうち1日でも5,000件以上の個人情報を保有する事業者が対象になる。なお、5,000件以下の行政書士事務所であっても、ガイドラインを遵守する努力が求められている。(ガイドライン4ページ)

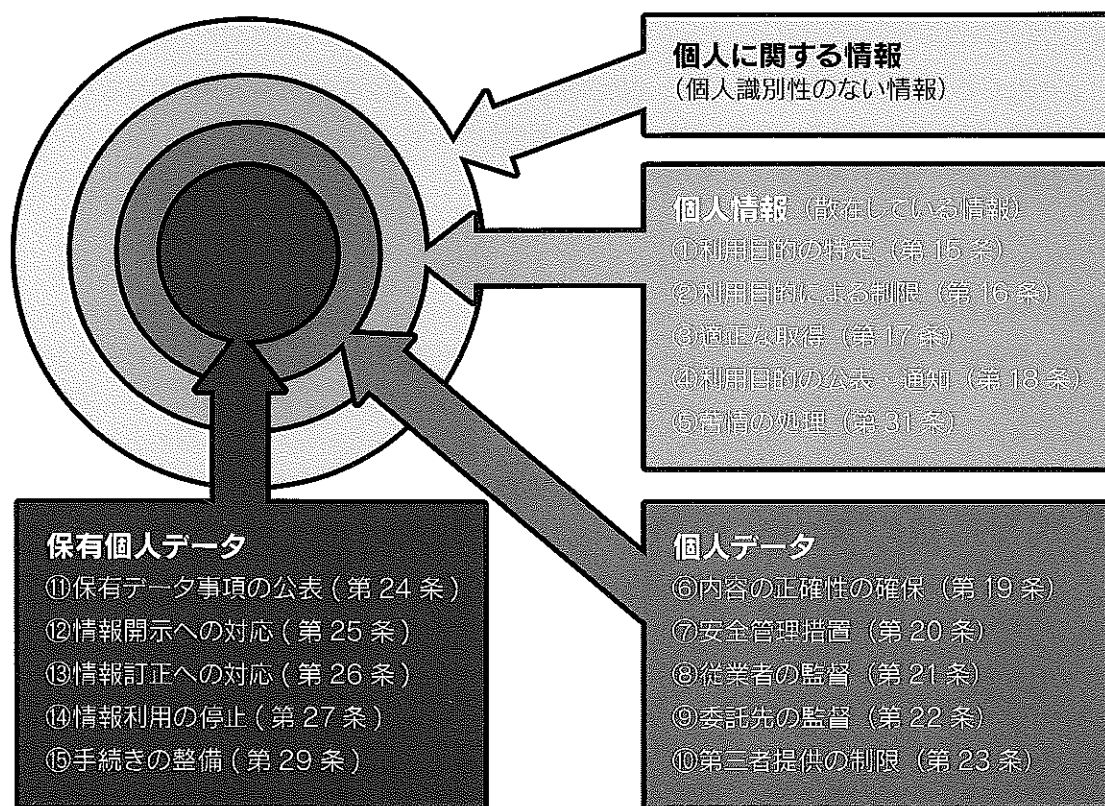
Q2：個人情報、個人データ、保有個人データに対する取扱いの考え方を教えてください。

A2：個人情報は、おかれている状態で依頼者への権利、利益に対する侵害の危険性が異なる。そこで法は、個人情報がおかれている状態に応じて、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の3つに分けているが、それぞれに行政書士事務所が負う義務の内容が加わっている。

- ①「個人情報」の段階では、まだ個人情報が散在している状態。依頼者の権利、利益に対する侵害の危険性があり、「利用・取得」のところで、最低限守ることを規定している。
- ②「個人データ」の段階では、個人情報がコンピューターに入力、あるいは五十音順等で整理し、検索できる状態に体系化されている。依頼者の権利・利益に対する侵害の危険性は高まっている情報です。「適正・安全管理」ならびに「第三者への提供」のところで規定している。
- ③「保有個人データ」の段階では、事業者である行政書士が、事務所内で保有する個人データを開示、訂正等を行う権限を有している。依頼者の権利・利益に対する侵害の危険性が非常に高い情報である。「依頼者からの要望（開示・訂正等）」のところで規定している。「個人情報」「個人データ」についての義務も適用される。(法第2条、ガイドライン26ページ)

Q3：個人情報取扱事業は、どのような義務を負いますか。

A3：「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」がキーワードとなり義務を負う。



利用目的の特定 (第15条)

個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的を出来る限り特定する。

利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当関連性があると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

利用目的の制限 (第16条)

あらかじめ本人の同意を得ないで第15条の範囲を超えた取り扱いをしてはならない。

適正な取得 (第17条)

不正な手段により個人情報を取得してはならない。

利用目的の通知等 (第18条)

個人情報の取得する場合、あらかじめ利用目的の公表または取得した場合に公表及び通知をする。

データ内容の正確性の確保 (第19条)

利用目的の達成に必要な範囲において個人データを正確かつ最新の内容に保つ。

安全管理措置 (第20条)

個人データの漏洩、滅失、毀損その他の安全管理必要な適切な措置

従業員の監督（第 21 条）

従業員に個人データを取り扱わせる場合、個人データの安全管理が図られるよう従業員に対して必要かつ適切な監督をする。

委託先の監督（第 22 条）

個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合、個人データの安全管理が図られるよう委託先に対して必要かつ適切な監督をする。

第三者提供の制限（第 23 条）

本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することの原則禁止。

公表、開示、訂正、利用停止等（第 24 条～第 29 条）

保有している個人データの利用目的の公表。開示等に必要な手続きの公表。

苦情の処理（第 31 条）

個人情報の取り扱いに関する苦情の処理

Q 4：個人情報の利用目的等の通知を事務所内に掲示しないといけませんか。

A 4：個人情報を取扱うにあたり、各事務所の業務に照らし、その利用目的をできるだけ特定し、事務所内掲示、ホームページ等で公表しなければならない。法律に基づき各事務所で掲示物を作成することが望ましい。

Q 5：個人情報保護方針には、どのような内容を記載したらいいですか。

A 5：法は、個人情報保護（プライバシーポリシー）の策定及び公表は義務付けていない。しかし、ガイドラインでは、法に対する考え方や方針に関する宣言及び法の取扱いに関する規則を策定し公表するよう努め、社会的な信頼性を確保することが求められている。個人情報保護方針に盛り込む事項としては、

- ①行政書士事務所の個人情報取扱いに関する理念
- ②法、その他関係法令の遵守
- ③利用目的の通知
- ④第三者への提供
- ⑤個人情報の安全管理措置の実施
- ⑥苦情等に適切に対応すること（苦情等申し出先および窓口の設置）
〔入れておくことが望ましい項目〕
- ⑦個人情報の取扱責任者
- ⑧個人データの本人への開示手続、手数料

― 事務所職員への教育

等がある。

（法第 3 条、ガイドライン 40 ページ）

Q6：個人情報扱うなかで、苦情や問題が起きた場合、法はどのような措置を求めていますか。
また、法に違反すると、どのような罰則を受けますか。

A6：個人情報の取扱いにかかわる苦情や問題が起きるのは、行政書士事務所の法に基づく情報提供不足、義務違反を行った場合だけでなく、依頼者の法への理解不足もあるかもしれない。いずれにしても法では、

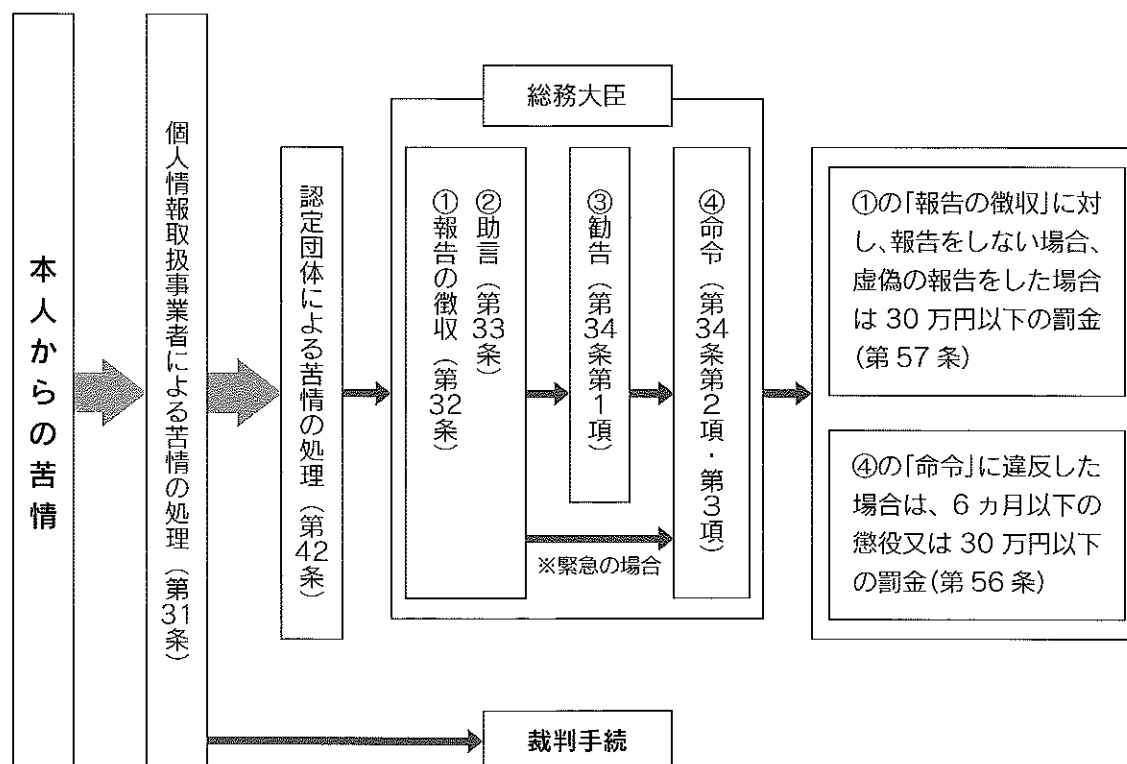
①苦情処理を行う体制を整備し、当事者間で自主的に解決することが基本的に求められている。(法第31条、第7条第2項)

②問題が解決しない場合は、3つの仕組みがある。

- ・「認定個人情報保護団体」が扱うことになる。(法第31条、第42条)
- ・地方公共団体の苦情相談窓口等が取扱うことになる。(法第13条)
- ・総務大臣(都道府県庁)が関与することになります。報告の徴収・助言(法第32条・第33条)、勧告(法第34条第1項)、命令(法第34条第2項・第3項)の措置がとられ、改善が求められる。

罰則は、法では、規定に違反した場合、ただちに罰則の適用はない。違反に対しては、総務大臣が関与するが、下記の図①、④で従わなかったときに、それを理由に罰則を受ける。たとえば、①の報告の徴収に対し報告しない、あるいは虚偽の報告をしたときは、30万円以下の罰金(法57条・第32条・第46条)、また、④の命令に違反したときは、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法第56条、第34条第2項・第3項)が科せられる。

苦情や問題解決・罰則のシステム



3) レファレンス

個人情報保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定）

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kihonhoushin-kakugikettei.pdf>

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

最終改正：平成十五年七月十六日法律第百十九号

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/index.html#top>

法務省が所管する事業を行う事業者が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン（H16.10）

<http://www.moj.go.jp/PUBLIC/Hyouka02/refer01.pdf>

個人情報の保護についての法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（H16.10）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/041012_hontai.pdf

雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針について（平成十六年厚生労働省告示第 259 号）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/07/tp0701-1.html>

総務省の保有する個人情報の保護について

http://www.soumu.go.jp/menu_06/kojin_jyouhou/index.html

総務省平成 16 年度行政機関個人情報保護法施行状況調査結果報告書の公表（H17.6.3）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050603_6.html

国民生活審議会 個人情報保護部会議事要旨

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/shingikai/kojin/kojinjyouhouhogobukai-index.html>

・・・ 次号に続く ・・・

研修委員会よりご報告

研修委員長 宮元 仁

当委員会は平成 17 年度業務部事業計画に則り

1. 新入会員研修・2. 法定業務研修・3. 基礎法学研修
を執り行います。

1. 新入会員研修についての説明

研修を前期・後期（例年は 1 期・2 期）に振り分け実施し、研修受講者には終了証を授与いたします。
研修受講資格は入会 3 年内の会員（平成 14 年 10 月以降入会）とします。

研修の講師は当会内のその科目において法令・業務とも精通した会員がとりおこないます。なおレジュメ・資料等は、研修委員会が取り決めたポイントに添った内容のものを講師独自に作成していただき、経験事案を加味した講義を前半 90 分おこないます。

行政書士としての研修でありますから

①「いかにして講師にこの業務が依頼されてきたのか」依頼をされるためのノウハウについて説明を受けます。

②「書類作成（書くこと）のプロ」でありますから、プロと一般作成者との差別化のためのポイント等をご教授致します。

後半は実践対話形式にて、講師並びに研修委員会と受講者がグループを組み業務の模擬実践を 90 分間執り行います。

これは過去に例のない方式であります。個人で考え作成した実践書類をグループ（6～8 名）内で相互に不明確な部分を抽出し相互に解消してその業務に関する意見交換を行ってまいります。出題者である講師は、それを管理統括してグループからの意見質問の応答し全体をまとめる立場となります。

また、前期後期とも開始 1 時間は行政書士倫理・行政書士基礎知識について、業務部より、行政書士制度、コンプライアンス、日行連から支部までの組織形態、職務上請求書、補助者等、代理と委任、報酬額提示、事務所運営等について講義があります。

前期後期とも第 1 日目終了後に、本会役員・講師を交えた懇親会を以前と同様ではありますが任意参加（会費別途）で行います。新入会員の皆様は、行政書士会・行政書士業務に関して直接質問・意見をインフォーマルに述べられる場の提供であります。振るってご参加ください。

2. 法定業務研修についての説明

当該研修は科目定型的性質ではありません。第 1 回は平成 18 年 1 月 27 日新年賀詞交換会の前段に「新会社法」の研修を予定しております。

3. 基礎法学研修についての説明

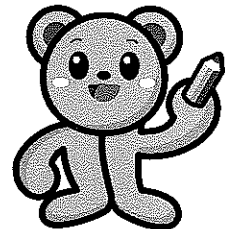
さて、いよいよ北海道行政書士会におきましても、一般法律専門職種としての能力担保のための継続的研修会を平成 17 年度より開催する予定で当委員会は現在協議に協議を重ねております。ここでは、民事実体法の知識と対応力、民事訴訟・刑事告訴事案可否判断のための法の理解を主に、消費者契約法・借地借家法・特定商取引法の民事特別法等、著作権法、企業法務全般まで網羅する予定であります。

主たる目的は一般市民に行政書士全体の基礎法学能力保持が実践で認知されることにより一般法律法令事務委任がさらに広がりを見せ、それを実績として法律職種としての有効な世論形成がなされることにあります。更には内容的には ADR 基本法について、行政書士の参画条件の積上げ研修としても合致したカリキュラムとしての対応能力ももち得た研修内容を考慮しております。

また、講師は、大学法学教授・弁護士会会員を予定しており現在打診中であります。日程・カリキュラム等は、決定事項となり次第、会員の皆様に適時ご連絡致します。

現在のところ受講者の費用負担は資料代のみという予定であり、北海道行政書士会の会員であれば、最高学府の法学を体系的に更には無理なく（段階に分けた長期の履修も可）修学することが可能であり、また弁護士により最新の訴訟の実体を会得することができます。つきましては募集人数も各期数十人ずつを予定しておりますが、恒久・継続的研修でありますので、ご都合にあわせながら振るってご参加くださいますよう委員会一同切に希望いたします。

研修委員会としましては、皆様のご意見等をお待ちいたしております。更には、研修に関しましてのご理解ご協力今後もより一層よろしくお願いいたします。



ちょっと一服



Coffee Break

デスクワークばかりが続いていますと、美味しいコーヒーが飲みたくなりませんか。そこで今回は、簡単で、しかも美味しいコーヒーを淹れる方法をご紹介します。

用意するものは、普通のコーヒーの粉（インスタントではありません）とお湯だけです。まず、淹れたい分量のコーヒーをペーパーフィルターに入れ、均等にならし、お湯を少量注ぎます。お湯は全体を蒸らすためですが、少量を 3 回ほどに分けていれると、お湯が下に落ちずに全体に行き渡ります。このときのお湯の温度は、豆の炒り方にもよりますが、浅炒りの場合は 90℃ 以上。深炒りの場合は 85℃ 位が適当です。

そして、そのまま 3 分程蒸らします。その間にポットのお湯の温度が下がるので上記の温度まで上げておきます。蒸らし終わったら、いつものようにお湯をゆっくり注ぎます。ここで重要なのは注ぐお湯の量です。それは、淹れたい人数分の半分ほどです。

そして最後に、残りの半分はお湯だけを注ぎます。

この方法で淹れたコーヒーは余計な渋みや苦みのない非常にすっきりした味になります。なぜなら、このように半分までしか入れないコーヒーは、旨味成分だけを抽出したことになるからなのです。そしてこの方法で淹れたコーヒーは冷めても美味しいんです。ぜひ一度おためし下さい。

(K 藤)



設 問

最近、アスベストによる健康被害が取り上げられていますが、こうした健康被害などは、長年にわたって害が蓄積するものと考えられます。身体に具体的な症状が発生してから損害賠償を請求する場合、いつまでに請求しなければならないのでしょうか？ 民法 724 条後段の「不法行為の時から 20 年」という規定について教えて下さい。

回 答

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する（民法 724 条前段）と規定されているとともに、後段では不法行為の時から 20 年を経過したときも、同様とするとされています。

この、民法 724 条後段は除斥期間について規定したものとするのが判例（最高裁第一小法廷平成元年 12 月 21 日）の立場ですが、その解釈については、「不法行為の時」が加害行為時を指すのか、損害発生時を指すのかが問題となります。特に発症までの潜伏期間が長いケースなどでは、発症した時点で加害時から 20 年以上経過していることも考えられるため、その起算点をいつとするかによって請求の可否が決まることになるからです。

この点について、最高裁は、平成 16 年 4 月 27 日第三小法廷判決で次のように判示しました。

「民法 724 条後段所定の除斥期間の起算点は、「不法行為ノ時」と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。」

この事案は、炭鉱で粉塵作業に従事していた従業員が、じん肺（粉塵による肺疾患）を患っ

たとして、炭鉱経営企業と国に対して損害賠償を請求したものです。最高裁の判決では、前記の解釈に続いて、次のように認定しています。

「これを本件についてみるに、前記のとおり、じん肺は、肺胞内に取り込まれた粉じんが、長期間にわたり線維増殖性変化を進行させ、じん肺結節等の病変を生じさせるものであって、粉じんへの暴露が終わった後、相当長期間経過後に発症することも少なくないのであるから、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生の方が除斥期間の起算点となるというべきである。」

なお、この原審では、民法724条後段の除斥期間の起算点について、不法行為の構成要件が充足されたとき＝損害が、客観的に一部でも発生したときであるとして、退職後20年以上経過した者の損害賠償を認めたため、国側が上告したものです。

さらに最高裁は、被害が蓄積・潜伏するという損害賠償が問題となった水俣病関西訴訟（平成16年10月15日第二小法廷）においても前記の判決を踏襲した上で次のとおり判示しています。

「・・・上記見解に立つて本件をみると、本件患者のそれぞれが水俣湾周辺地域から他の地域へ転居した時点が各自についての加害行為の終了した時であるが、水俣病患者の中には、潜伏期間のあるいわゆる遅発性水俣病が存在すること、遅発性水俣病の患者においては、水俣湾又はその周辺海域の魚介類の摂取を中止してから4年以内に水俣病の症状が客観的に現れることなど、原審の認定した事実関係の下では、上記転居から遅くとも4年を経過した時点が本件における除斥期間の起算点となとした原審の判断も、是認し得るものといえることができる。」

以上のように、民法724条後段における「不法行為の時から20年」という場合の起算点は、損害発生時であると解したわけですが、この最高裁の解釈には「不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には」という限定が付されています。このことから、被害が蓄積・潜伏するケース以外に、損害発生時を起算点とする場合があるのか、あるとした場合具体的にいかなるケースが妥当するのか、判例の射程範囲についてはなお検討の余地があるといえそうです。

平成 17 年度「新入会員研修」のお知らせ

研修委員会

1. 実施日時、場所

○第1回目

平成 17 年 9 月 30 日 (金) 13:00 ~ 17:00

平成 17 年 10 月 1 日 (土) 9:00 ~ 12:00

場所：札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 (南向き) 共済サロン 7 階「飛鳥」 TEL.011-280-6711

○第2回目

平成 17 年 11 月 11 日 (金) 13:00 ~ 17:00

平成 17 年 11 月 12 日 (土) 9:00 ~ 12:00

場所：札幌市中央区北 1 条西 13 丁目 教育文化会館 TEL.011-271-5821

(11 日……305 研修室、12 日……講堂)

2. 科目、時間割

9 月 30 日 (金)	1 時限	13:00 ~ 13:50	職業倫理
	2 時限	14:00 ~ 15:20	会社設立 (講義)
	3 時限	15:30 ~ 17:00	会社設立 (実践対話)
10 月 1 日 (土)	1 時限	9:00 ~ 10:20	民事 (契約・解約)
	2 時限	10:30 ~ 12:00	〃
11 月 11 日 (金)	1 時限	13:00 ~ 13:50	行政書士基礎知識
	2 時限	14:00 ~ 15:20	相続・遺言 (講義)
	3 時限	15:30 ~ 17:00	相続・遺言 (実践対話)
11 月 12 日 (土)	1 時限	9:00 ~ 10:20	建設業関係
	2 時限	10:30 ~ 12:00	〃

3. 受講対象者 入会 3 年以内

4. 受講申し込み

下記「平成 17 年度新入会員研修会受講申込書」により、FAX 又はメールで本会事務局までお申し込み下さい。

申込期限：第 1 回研修会 平成 17 年 9 月 28 日 (水)

第 2 回研修会 平成 17 年 11 月 4 日 (金)

北海道行政書士会事務局 FAX. 011-281-4138 メール gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

5. その他

- ・ 1 回目、2 回目とも第 1 日目の研修会後、懇親会を開催致しますので参加されますよう併せてご案内致します。(会費 4,000 円程度)
- ・ 各回ごとに資料代として 1,000 円を負担して頂きます。

平成 17 年度新入会員研修会受講申込書

所属支部

会員名

	9 月 30 日	10 月 1 日	11 月 11 日	11 月 12 日
受講の有無				
懇 親 会		_____		_____

注① 「受講の有無」欄は、日毎に○×で表示してください。

注② 「懇親会」は、出席の有無を○×で表示してください。

行政書士用電子証明書取得支援研修会

(ビジネス認証サービスタイプ1-G)

企画開発部

ネット社会での必須アイテム「電子証明書」取得手続等を広く会員にお知らせするため研修会を開催することと致しました。

日本行政書士会連合会が推奨する、ビジネス認証サービス認証局（日本商工会議所）より専門講師をお迎えし、行政書士向電子証明書（タイプ1-G）の取得から使用の実際をお話し頂きます。

また、タイプ1-Gの実際の使用例として、「電子定款作成代理」を取上げ、その実務を伝達することを目的とします。

日 時 平成 17 年 10 月 21 日 (金) 13:30 ~ 17:00

場 所 サン・リフレ函館 2 F 大会議室 TEL. 0138-23-2556
函館市大森町 2 番 14 号

研修内容 「タイプ1-G証明書について」 13:30 ~ 15:30

日本商工会議所 情報化推進部ビジネス認証局

電子認証普及調査役 坂本 博則 氏

研修内容 「電子定款作成代理の実務」 15:30 ~ 17:00

北海道行政書士会

総務部長 江谷 清和 氏

主 催 北海道行政書士会

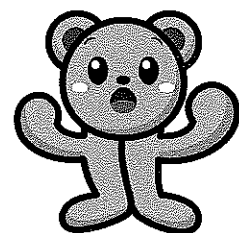
申込方法

参加希望者は、FAX又はメールで本会事務局に10月17日までにお申し込み下さい。
尚、資料代 1,000 円は当日受付で納入願います。

北海道行政書士会事務局

FAX. 011-281-4138

メール gyosei@mrd.biglobe.ne.jp



NewFace 新入会員



しんかわ じゅんご
新川 純悟 昭和51年3月29日生

札幌支部 平成17年7月1日入会
事務所 札幌市東区北7条東6丁目12番地
20AMS76A205
TEL 011-300-3106
FAX 011-300-3106

〈コメント〉

「身近な町の法律家」として、地域社会に貢献できるよう、頑張ります。



なかやま ふとし
中山 太 昭和40年5月12日生

札幌支部 平成17年8月1日入会
事務所 札幌市東区北24条東3丁目2番14号
ジーエスコポ1階
TEL 090-3393-7710
FAX 011-743-3500

〈コメント〉

飲み会とゴルフ好きです。早く自由業を楽しめる様な状態になりたいと思います。諸先輩方、これから宜しくお願いします。



むらなか しゅうじ
村中 清二 昭和25年6月26日生

札幌支部 平成17年8月1日入会
事務所 札幌市西区八軒9条東3丁目1番15号
TEL 011-717-5625
FAX 011-717-5625

〈コメント〉

6月に自衛隊を定年退職し、第二の人生の道としてこの職を選択しました。街の人の役に立つ仕事ができるようがんばりますのでよろしくお願い致します。



はしもと のぶひろ
橋本 信子 昭和26年7月10日生

札幌支部 平成17年7月1日入会
事務所 札幌市手稲区曙6条1丁目5番6号
TEL 011-686-3300
FAX 011-686-3301

〈コメント〉

30数年前に試験を受け、いつか開業したいと思っておりました。全くの未知の世界です。御指導の程、宜しくお願いいたします。



たかの たけし
高野 健 昭和45年7月17日生

札幌支部 平成17年8月1日入会
事務所 札幌市手稲区稲穂1条4丁目6番3号
稲穂駅前ハイツII-203号
TEL 011-681-5100
FAX 011-681-5199

〈コメント〉

行政書士になり身が引き締まる思いです。今後はより一層努力していく覚悟ですのでよろしくお願いします。



はしもと かつはる
橋本 勝晴 昭和20年1月12日生

札幌支部 平成17年7月1日入会
事務所 北広島市大曲南ヶ丘5丁目11番地8
TEL 011-377-6803
FAX 011-377-6803

〈コメント〉

7月1日付けで、入会させていただきました。少しでも地域の方々のお手伝いが出来ればとおもっております。ご指導方よろしくお願い申し上げます。



やまがた さだひろ
山縣 貞洋 昭和17年7月6日生

札幌支部 平成17年8月1日入会
事務所 北広島市高台町1丁目6番地10
TEL 011-373-8723
FAX 011-373-8723

〈コメント〉

この度8月1日付けで登録をいただきました山縣貞洋です。法第2条第6号により登録をしていただきましたが、何分教育行政事務しか経験がありませんので、よろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。



まつもと ふみひろ
松本 史典 昭和48年11月24日生

札幌支部 平成17年8月1日入会
事務所 恵庭市泉町49番地メゾンK&K
2階201号室
TEL 0123-33-1610
FAX 0123-33-1610

〈コメント〉

まだわからないことばかりですが、様々な業務を経験していく中で、自分の専門分野を見つけていきたいです。



まつだ さとし
松田 聡 昭和39年4月16日生

函館支部 平成17年7月1日入会
事務所 函館市上湯川町50番21号
TEL 0138-59-1290

〈コメント〉

“生きる目的”“仕事をする目的”等々全ての事象について目的意識をしっかりと抱き、今後の業務遂行に邁進してゆく所存でございます。諸先輩の皆様よろしくお願ひいたします。



さいとう とおる
齋藤 徹 昭和20年10月18日生

函館支部 平成17年8月1日入会
事務所 茅部郡森町字島崎町146番地の10
TEL 01374-2-1805
FAX 01374-2-1805

〈コメント〉

役所で32年間“広報”を担当し、早期退職し、請われて介護保険発足間もない福祉の道へ。新規特養の立ち上げのすべてと、後の運営を経験。需要は少ないと思いますが、いつか介護保険事業の立ち上げからお手伝いできればと思います。よろしくお願いします。



いが きよし
伊賀 清 昭和14年7月15日生
空知支部 平成17年7月1日入会
事務所 夕張郡栗山町桜丘1丁目87番地17
TEL 0123-73-2332
FAX 0123-73-2332

〈コメント〉

この度7月1日付け行政書士を拝命しましたが不安な毎日です。業務経験をしていないこともあり早く研修を受けたい心境です。相続に関する複雑な問題について発生する前に、より有効な対策を立てたいと考えています。今後何かと御迷惑をお掛けすると思いますが諸先生の御指導方よろしくお願い致します。



とやま はつえ
遠山 初枝 昭和33年11月7日生
旭川支部 平成17年7月1日入会
事務所 士別市東9条4丁目2番地
遠山建築設計事務所内
TEL 01652-3-4433
FAX 01652-3-4458

〈コメント〉

この度新しく皆様方の仲間入りさせていただきました。公務員生活を無駄にせず行政書士として時代のニーズにあったローサービスを提供していきたいと思っています。



むろさき ひとし
室崎 仁 昭和13年11月7日生
旭川支部 平成17年8月1日入会
事務所 富良野市桂木町3番62号
TEL 0167-22-2401
FAX 0167-23-2890

〈コメント〉



きくや かんじ
菊谷 寛治 昭和12年5月5日生
室蘭支部 平成17年7月1日入会
事務所 室蘭市中央町3丁目2番3号
TEL 0143-23-2573
FAX 0143-23-2573

〈コメント〉

会社を退職したのを機に、今までの経験を生かし、行政書士として地域住民に貢献出来るよう頑張りたいと思います。諸先輩方々の助言、ご指導をお願い申し上げます。



いしい おさのり
石井 長徳 昭和14年7月20日生
苫小牧支部 平成17年7月1日入会
事務所 苫小牧市しらかば町3丁目13番8号
TEL 0144-73-1659
FAX 0144-73-1659

〈コメント〉

金融生活46年を経て(株)いしいコンサルタンツを設立。ファイナンシャルプランナー、DCプランナーの資格と経験を生かし営業3年目に入り、行政書士登録をさせていただきました。財団法人北海道中小企業総合支援センター登録コンサルタントでもあります。どうぞよろしくご指導下さい。



はらぐち あきひこ
原口 昭彦 昭和42年6月26日生
十勝支部 平成17年7月1日入会
事務所 帯広市西18条南3丁目23番23号
弥生ハイツ6号
TEL 0155-36-6614
FAX 0155-36-6614

〈コメント〉

今後、研修会等にも積極的に参加させていただきたいと思っています。まったくの新人ですので、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い致します。



かとう わたる
加藤 超 昭和48年9月28日生
釧路支部 平成17年8月1日入会
事務所 釧路市中鶴野38番7号
TEL 0154-54-3449
FAX 0154-54-3449

〈コメント〉

登録させて頂いたものの、右も左もわからず、不安で一杯です。まずは前職との関係から、一般貨物自動車運送事業許可の仕事を中心にやっていきたいと思っています。今後とも、よろしく御指導お願い申し上げます。



ちょっと
一服



或経営者日〈ある けいえいしゃ いわく〉 No.2

以下にご紹介する言葉は、私が様々な経営者の方から見聞きした発言の中で特に印象に残ったものであります。一字一句を引用したものではなく、私なりの解釈で表現した部分が多分に含まれる点をご容赦下さい。

- ・「経営者は誰よりも早く出勤し、スタッフ一人ひとりを迎えるべきです。朝一番のあいさつは、〇〇さんおはようございますと、名前を呼んであいさつするようにしております。」
- ・「早起きは三文の徳と言いますが、朝はまず仕事場をきれいにすることから始めます。開業時間前であつても、朝日が一人目のお客様と思って準備しております。」 (M井)

全国監察担当者会議

平成 17 年 8 月 26 日 行政書士会館地下講堂において、平成 17 年度全国監察担当者会議が開催されました。

会議では、全体会議に続き各地区協議会ごとに案件につきいろいろな角度から検討されました。

監察マニュアルの改訂など、有益な議論が展開されました。



お知らせ

information

涉外業務新入会員研修会開催のお知らせ

行政書士国際法務研究会

つぎの内容で標記の研修会を実施します。参加を希望する方は下記までご連絡ください。

開催日時 平成 17 年 10 月 15 日 (土) 午後 2 時から 3 時間

開催場所 札幌市中央区民センター 2 階
中央区南 2 条西 10 丁目 地下鉄東西線「西 11 丁目駅」下車

内 容 第 1 部 申請取次制度の解説
第 2 部 行政書士の入管業務の基礎知識
第 3 部 帰化・国籍業務の基礎知識

対 象 行政書士開業 3 年未満の会員

申込締切 平成 17 年 10 月 11 日 (火) ※参加費は資料代込みで 4,000 円です。

申 込 氏名、住所、連絡先電話番号を記載し、FAX で申し込んでください。
FAX: 011-261-2657 (担当: 滝沢)
なお研修会終了後、ベテラン行政書士との情報交換懇親会を開催します。

主 催 行政書士国際法務研究会

北海道の最低賃金

北海道労働局

地域別最低賃金 平成17年10月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額 時間額 (円)
北海道最低賃金	641

産業別最低賃金 平成12年12月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額	
	日額 (円)	時間額 (円)
鋼船製造・修理業 船体ブロック製造業 舟艇製造・修理業	5,684	711

産業別最低賃金

平成16年12月1日発効

最低賃金の件名	最低賃金額 時間額 (円)	最低賃金の件名	最低賃金額 時間額 (円)
乳製品、糖類製造業	714	電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造	710
鉄 鋼 業	756	船舶製造・修理業 船体ブロック製造業	716

会議開催状況

〈 理事会 〉

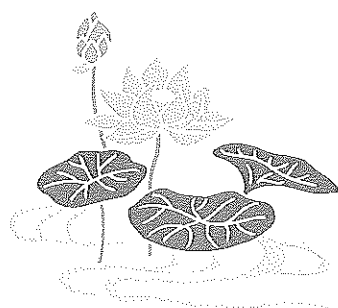
会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第2回理事会	平成17年6月10日	ホテル ノースイン札幌 北農健保会館	① 副会長が会長の職務を行なう順位と分掌事項 ② 役員の選出 ③ 顧問・相談役の委嘱 ④ 特別委員・専門委員の選出 ⑤ 日行連定時総会関係 ⑥ 平成17年度事業計画の推進 ⑦ 報告事項
第3回常任理事会	平成17年8月4日	ホテル エルム	① 報告事項(日行連関係、各部) ② 平成17年度事業計画の推進 ③ 組織検討特別委員会の構成、検討事項 ④ 新年賀詞交歓会
第3回正副会長会	平成17年6月2日	本会会議室	① 副会長の会長職務を行なう順位と分掌事項 ② 役員等の構成 ③ 日行連定時総会の代議員等
第4回正副会長会	平成17年8月4日	本会会議室	① 報告事項等 ② 平成17年度諸会議・事業執行計画

〈 部 会 〉

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
一斉部会 第2回総務部会 第1回広報部会 第1回経理部会 第1回企画開発部会 第1回業務部会	平成17年6月10日	ホテル ノースイン札幌 北農健保会館	① 次長の選出 ② 専門委員の推薦 ③ 平成17年度事業計画
第2回業務部会	平成17年6月21日	K K R札幌	① 平成17年度事業計画の執行
第3回総務部会	平成17年7月8日	本会会議室	① 平成17年度事業計画の実施 ② 綱紀事案
第2回広報部会	平成17年7月19日	ホテル エルム	① 平成17年度事業計画の推進 ② 委員会所管事項の実施
第2回企画開発部会	平成17年8月10日	本会会議室	① 事業実施結果報告 ② 平成17年度事業計画の実施

〈 委員会 〉

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第3回行政書士登録調査委員会	平成17年6月9日	本会会議室	① 登録調査(新規10、変更3)
第5回会報編集委員会	平成17年6月21日	本会会議室	① 委員長の選任 ② 平成17年度事業
第1回研修委員会	平成17年6月21日	K K R 札幌	① 委員長、副委員長の選任 ② 検討事項及びスケジュール
第1回ホームページ運営委員会	平成17年6月21日	本会会議室	① 委員長の選任 ② 平成17年度事業
第6回会報編集委員会	平成17年7月5日	本会会議室	
第2回ホームページ運営委員会	平成17年7月6日	本会会議室	① ホームページのリニューアル
第4回行政書士登録調査委員会	平成17年7月8日	本会会議室	① 委員長の選任 ② 登録調査(新規9、変更7)
第1回高度情報化対応委員会	平成17年7月8日	ホテル 札幌ガーデンパレス	① 委員長、副委員長の選任 ② 平成17年度事業の実行
第7回会報編集委員会	平成17年7月12日	本会会議室	
第1回選挙管理委員会	平成17年7月19日	本会会議室	① 委員長、委員長職務代行者の選任 ② 選挙管理委員会運営細則
第1回綱紀委員会	平成17年7月19日	本会会議室	① 委員長の選任 ② 会長からの調査付託事案
第1回監察委員会	平成17年7月19日	ホテル エルム	① 委員長の選任 ② 監察活動の推進
第2回研修委員会	平成17年7月28日	ホテル エルム	① 研修の方向性、指針 ② 新入会員研修 ③ 研修項目の検討
第3回ホームページ運営委員会	平成17年8月2日	本会会議室	① 新HPの内容検討
第7回会報編集委員会	平成17年8月5日	本会会議室	
第5回行政書士登録調査委員会	平成17年8月10日	本会会議室	① 登録調査(新規12、変更2)
第3回研修委員会	平成17年8月9日	ホテル エルム	① 法定業務研修 ② 基礎法学研修
第2回綱紀委員会	平成17年8月12日	本会会議室	① 会員に対する懲戒申立事案の具体的検討
第1回組織検討特別委員会	平成17年8月26日	ホテル エルム	① 委員長、副委員長の選任 ② 検討項目等 ③ 今後のスケジュール



ご逝去

ここに謹んで、
ご冥福をお祈りします。

小樽支部 三六一番

野坂 忠夫

去る平成十七年七月二十六日にて永眠

(享年七十九歳)

旭川支部 二〇七六番

三上 和子

去る平成十七年八月三日にて永眠

(享年六十二歳)

編集後記

やっと暑さが和らいできました～。つい先日までは暑くて暑くて北海道とは思えないような気候でした。しかも、北海道では今まで無かった梅雨のような息苦しさがありました。最近はやはり異常気象なんのでしょうか……。でも今年はその暑さのおかげで、ビールをととてもおいしく飲むことができました！また、今年の夏は、57年ぶりとなる駒大苫小牧高校の夏の甲子園連覇達成という北海道にとってはすばらしい話題もありました！！この偉業には皆様も元気づけられたのではないかと思います。

会報の方は、新編集委員となって実質第1

号目ということで編集委員一同気合を入れて編集作業に取り組んでできました。次号以降もよりよい会報を目指して編集していきたいと思っております。会員の皆様の元気の源となるような会報を発行していきますので、今後ともどうぞ宜しくお願い致します！

2005.9. 第273号

平成17年9月25日発行

発行人：深 貝 亨

編集人：坂 地 俊 信

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

会員数の概要

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,451 (個人1,448・法人3)				+ 9	+ 8
男性	1,334	女性	114		

平成17年8月末現在

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

次号の記事の締切は10月末です。

政治連盟の意味

日本行政書士政治連盟北海道支部
支部長：葛西 彰

突然の郵政解散・総選挙と今年の夏は選挙一色でありました。道民の一人としては、駒苦の夏の甲子園連覇や知床の世界遺産決定に酔いたい気持ちはかき消され、政治の喧騒に引き込まれてしまった感があります。日本国の大事な分岐点といわれ、劇場選挙、刺客、落下傘候補などと言う言葉が連日マスコミを賑せました。その選挙も終わり秋風が吹き始めました。

この選挙に際しましては、政連各分会長様を初め、役員の皆様、多くの会員の皆様に御支援、ご協力をいただきましたことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。たいへんお世話になりました。選挙結果につきましては、別表のとおりとなりましたことをご報告申し上げます。

さて、政治連盟の意義或いは意味と言うことについて、或いは活動の中身について、行政書士会会員の皆様からご質問を頂く機会が多いことから、本稿をご回答の一つとして述べさせていただきます。

日政連HPには以下のようにその目的を述べています。

日本行政書士政治連盟（日政連）は、日本行政書士会連合会（日行連）と連携して行政書士の社会的経済的地位の向上を期し、行政書士制度の充実・発展と行政書士の権益の擁護を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを目的としています。

行政書士法が議員立法として成立した過程には、諸先輩の並々ならぬご努力と自らの仕事を法制化したいという強い情熱がありました。その支えとなったのは、行政書士が国家国民にとり、なくてはならない職業であり、必要とされる資格であるとの確信と共に、弱者救済のために資する仕事であることの誇りがあったことを、私は感じます。そうであればなお更、私達行政書士がその基盤を確固たるものとして揺るぎないものとしていかなければなりません。政治連盟は、法改正と政策の実現、制度侵食の防止を主たる活動としています。法改正に当たっては、各党議員連盟への密接な働きかけを柱とし、地方議会の理解と支援なども視野に入ります。議員立法である行政書士法の改正は、閣法と異なり自らその必要性和ビジョンを示していくことが必要であり、3万8千行政書士会会員の合意が前提となります。ゆえに、行政書士がこぞって政治連盟にご加入、あるいは活動にご理解を頂くことが、最初のかつ最大の推進力となることをご理解いただけるものと思います。日行連は政治活動を行うことは好ましくありません。そのため政治活動を行うための機関として政治連盟があります。設立以来地道な活動を続けてまいりましたが、代理権の法制化など数次の行政書士法の改正を実現するとともに、長年の成果として日本で最大の自民党議員連盟を持つまでに至っております。行政書士とその制度を護り、政策を実現していくための活動の中心に政治連盟が存在します。引続き会員諸兄の積極的な参加と御支援を御願い申し上げます。なお当面の課題、取り組む活動については次号とさせていただきます。

第44回衆議院総選挙支部推薦議員と選挙結果

選挙区	候補者名	政党	当落	選挙区	候補者名	政党	当落
北海道 1	横路 孝弘	民主	当選	北海道 7	北村 直人	自民	
" 2	吉川 貴盛	自民	当選	" 8	金田 誠一	民主	当選
" 3	荒井 聡	民主	当選	" 9	鳩山由紀夫	民主	当選
" 4	鉢呂 吉雄	民主	当選	" 11	中川 昭一	自民	当選
" 5	町村 信孝	自民	当選	" 12	武部 勤	自民	当選
" 6	金田 英行	自民					

最近の動き

月・日	行 事 等	場 所	担 当 者 等
7 月 10 日	武部勤代議士政治文化フォーラム	札 幌	葛西
13 日	高木道義議員 30 周年祝の夕べ	札 幌	葛西
14 日	加藤礼一道議政経フォーラム（本会顧問）	旭 川	葛西・加藤
15 日	自民党フォーラム（憲法改正）	札 幌	葛西・江谷・斎藤・飛澤
21 日	日政連役員会	東 京	葛西
22 日	保岡興治代議士政経フォーラム	大 阪	葛西
22 日	小川勝也政経フォーラム	札 幌	飛澤
24 日	荒井聡代議士政経フォーラム	札 幌	葛西
8 月 1 日	北村直人代議士政経フォーラム	札 幌	飛澤
4 日	本会（会長・副会長・総務部長）・ 日政連道支部（支部長・幹事長）協議会	札 幌	葛西・飛澤
4 日	鎌田公儀道議 10 周年を祝う会	札 幌	葛西
4 日	加藤礼一道議納涼会（本会顧問）	旭 川	深貝・酒井
9～10 日	日政連役員会	東 京	葛西
20 日	佐藤本会相談役と選対等協議	札 幌	葛西・飛澤
24 日	選挙対策会議（推薦候補者調整）	札 幌	葛西・飛澤
27 日	推薦候補者へ挨拶（推薦状等交付）	札 幌	深貝・葛西・飛澤
28～30 日	日政連役員会	東 京	葛西
29～30 日	候補者出陣式等参加	道内各地	
9 月 3～6 日	日政連推薦候補者へ支援挨拶	道内・東北	葛西（札幌は飛澤同行）
6～7 日	武部勤遊説演説会参加	道内各地	
8 日	選対関連	旭 川	葛西
9 日	自民党総裁街頭演説会参加	道内各地	
9 日	選対関連	苫小牧	飛澤
10 日	候補者打上げ演説会参加	道内各地	